特記仕様書（畑地かんがい末端散水器材）

第１章　総　則

第１節　一　般

１　本仕様書は、令和８年度畑地帯総合整備事業（担手支援）牧之原２－３期地区その２畑地かんがい末端散水器材調達に適用する。

２　本仕様書に定めのない事項については、農業土木工事共通仕様書（平成３０年４月（令和８年４月改定）農政水産部）に準じる。

第２章　材　料

第１節　規　格

１　使用材料は、すべて日本産業規格または、これに準拠したものでなければならない。

２　材料の耐用年数は１０年以上でなければならない。

３　納入材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について主要材料納入願いを担当者に提出すること。

第３章　散水器材の搬入

第１節　運　搬

１　器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に、両端接続部、塗装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取扱は慎重に行わなければならない。

２　運搬に際しては、車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

３　見積もり価格に運搬料も含むものとする。

第２節　搬入場所

１　搬入場所は都城市関之尾町（牧之原２－３期地区）とする。

第４章　器材規格

第１節　大型スプリンクラー

１　大型スプリンクラー

・大型スプリンクラーは、４つのノズル（9.0×5.6 ㎜、2.4×2.4 ㎜）を有し、0.2 MPa 以上で作動し、使用圧力 0.3 MPa の時、散水量 137.8 L/分、散水直径 44.6 m 程度、全円・扇型兼用タイプの製品とする。

２　台車

・散水器の台車は、それぞれ簡単に移動可能な一輪車付けとし、散水中に転倒しないよう、収納可能なスパイクを付属する製品とする。また脚が自由な角度に設定でき、収納スペースが少なくてすむ折りたたみ可能な製品とする。

・連結可能な台車とする。（全ての台車は１台で使用できるようキャップ付けとする。）

・継手については、ニューカップラ継手とする。

３　定流量自動停止弁

・口径 50 ㎜の最大設定流量 25 ㎥、架台付の製品とする。

・継手については、ニューカップラ継手とする。

４　導水ホース

・導水ホースは、設置・収納作業が簡単なフラット型ホースとし、口径 50 ㎜、ホース耐圧 0.7 MPa、ホースバンド付の製品とする。

・継手については、ニューカップラ継手とする。

第５章　その他の特記事項

第１節　協力体制

１　器具を導入後、最初の水使用（散水）に当たり不具合が生じた場合には原因を明らかにし、協議のうえ製品の修理・交換を行うものとする。

２　器具の取扱等について、使用者からの問い合わせに対応できるよう、質問の窓口を明確にしておくこと。

第２節　搬入方法

１　器具の搬入については、各ほ場毎で調整し搬入する予定としており、搬出前に発注者と協議のうえ日時を決めるものとする。

第３節　連絡先

宮崎県北諸県農林振興局　総務課

TEL　：　０９８６－２３－４５０８

FAX　：　０９８６－２２－７４７３

E-mail　：　kitamoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp